平成２３年（フ）第７８６号
神奈川県平塚市寺田縄232番地の８、前住所鳥取県米子市河岡38番地６
債務者　清水　　淳
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８０３号
神奈川県厚木市戸室１丁目27番30号　クレアール厚木102
債務者　栗田さつき
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８３号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目26番32号　パークヒルズＢ101号
債務者　本田　和俊
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５８５号
神奈川県座間市緑ケ丘１丁目15番24―203号　ラフィネ相武台
債務者　小林　昌子（旧姓山下）
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９６号
神奈川県座間市緑ケ丘３丁目26番32号　パークヒルズＢ101号
債務者　本田　典恵
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１０号
相模原市中央区田名5317番地２
債務者　白井　裕希
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１１号
相模原市緑区中野343番地８
債務者　南里　真美
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１５号
神奈川県座間市相武台３―4736―15、住民票上の住所神奈川県座間市さがみ野２丁目１番１号　エクレール山崎203号
債務者　大澤美津子（旧姓高比良）
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６０１号
新潟市中央区高志２丁目10番10号
債務者　大矢　鉄栄
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２８号
新潟市西蒲区仁箇1033番地11
債務者　古俣　静子
１　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９３号
秋田県横手市十文字町鼎字村尻78番地
債務者　千田　永子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第４３７号
北海道旭川市春光７条２丁目６番６号
債務者　今野　泰直
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６４号
北海道旭川市東光５条１丁目３番７号　東光ハイツＡ―３
債務者　石井　勝巳
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８０号
北海道旭川市４条西７丁目２番６号
債務者　荒木　　護
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８５号
北海道旭川市永山４条３丁目１番18号
債務者　半澤　　進
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８９号
北海道旭川市東光18条５丁目５番３号
債務者　藤島　智子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９４号
北海道富良野市東町７番３号
債務者　中野　眞美
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部